

高田地区・今泉地区土地区画整理事業等 説明会

1. 高田地区・今泉地区土地区画整理事業について

- (1) 住宅等移転確認調査の概要
- (2) 土地区画整理事業の区域
- (3) 今後のながれ

2. 都市計画道路について

- (1) 裏田中和野線（シンボルロード）
- (2) 中和野西和野線（高田北幹線）
- (3) 田の浜松峰線（国道45号）、三本松相川線（国道340号）
- (4) 今後のながれ

3. 都市計画公園について

- (1) 高田松原津波復興祈念公園（防災メモリアル公園）
- (2) 被災した都市計画公園の廃止

都市計画案の縦覧と意見書の提出について

平成24年12月

岩手県・陸前高田市

■はじめに

本市では、東日本大震災で甚大な被害を受けたまちの復興をめざし、新しいまちづくりを進めるための取り組みを行ってまいりました。

本年10月には、市民の皆様へ新しい土地利用計画（案）等を説明させて頂き、その後、土地区画整理事業の計画をより具体化するために、住宅等移転確認調査を行ってきたところです。

こうした経過を踏まえて、今回の説明会では、①高田地区・今泉地区土地区画整理事業の区域 ②シンボルロード等の都市計画道路 ③高田松原津波復興祈念公園（防災メモリアル公園）の3項目につきまして、都市計画の法定手続きの一環としてご説明させていただきます。

■これまでの経緯

<土地区画整理事業>

- 2月 土地区画整理事業先行地区の都市計画決定（8日）
- 7月 先行地区の事業計画案 住民説明会（19日、20日）
- 9月 先行地区の事業認可及び認可証交付式（26日）
- 10月 土地利用計画案住民説明会（15日、16日、20日）
住宅等移転確認調査（10月29日～12月9日）

<高田松原津波復興祈念公園（防災メモリアル公園）>

- 4月 国営防災メモリアル公園を陸前高田市に誘致する市民の会（26日）
- 5月 市内全域で署名運動
- 6月 国土交通省、復興庁、財務省へ要請
- 7月 第1回高田松原地区震災復興祈念公園構想会議（3日）
- 9月 陸前高田市民フォーラム「高田松原公園について語る」（2日）
（第2回高田松原地区震災復興祈念公園構想会議）
- 11月 第3回高田松原地区震災復興祈念公園構想会議（12日）

1. 高田地区・今泉地区土地区画整理事業について

(1) 住宅等移転確認調査の概要

土地区画整理事業の施行区域の確定、移転に係るルールづくり（移転先や面積上限等）、今後整備する宅地の規模の調整のため、住宅等移転確認調査を実施しました。

【調査対象】

高田地区及び今泉地区の土地区画整理事業の予定区域内に、土地を所有されている方および借地権をお持ちの方

【調査方法】

個別面談

【調査期間】

平成24年10月29日（月）～12月9日（日）

※郵送での調査を希望された方には、期間後、調査票を郵送しています

【会場】

陸前高田市役所、盛岡市、北上市、仙台市、東京都

住宅等移転確認調査 調査票回収状況

（平成24年12月9日時点）

項目	高田地区	今泉地区	合計
対象件数	1,721	573	2,294
面談件数	1,347	501	1,848
実施率	78%	87%	81%

※期間中に面談等ができなかった方には引き続き面談を実施しています。また、郵送での調査票も回収していきます。

(2) 土地区画整理事業の区域

①区域設定の基本的考え方

ア 低地部

高田地区は現JR大船渡線から北側を、また、今泉地区は1区の一部及び4区を除く行政区を土地区画整理事業の区域とすることを基本とし、雨水の排水、かさ上げ盛土の影響、道路整備範囲の影響、地形条件、移転必要住戸のまとまり等を考慮し区域とします。

イ 移転先の高台

比較的工事が行いやすい地形で、農用地の制約が少ないなど、早期に移転先として整備できる土地を土地区画整理事業の区域とします。

ウ 地形・地物、筆界

現況の道路、河川、水路や擁壁などの地形・地物や、土地一筆ごとに移転できるよう筆界を区域境とします。

②土地区画整理事業区域（案）の主な変更点

10月の土地利用計画案等住民説明会及び復興ニュース(第2号)において、土地区画整理事業の予定区域をお知らせしてきましたが、住宅等移転確認調査と上記の区域設定の基本的考え方に基づき一部を変更します。このうち、主な変更点は次の通りです。

<高田地区>

○栃ヶ沢地区

かさ上げ盛土及び国道340号の道路整備に伴う影響範囲を考慮し、栃ヶ沢地区を区域に加えます。

○高台3

住宅等移転確認調査の結果、希望者が多かった高台3の区域を拡大します。

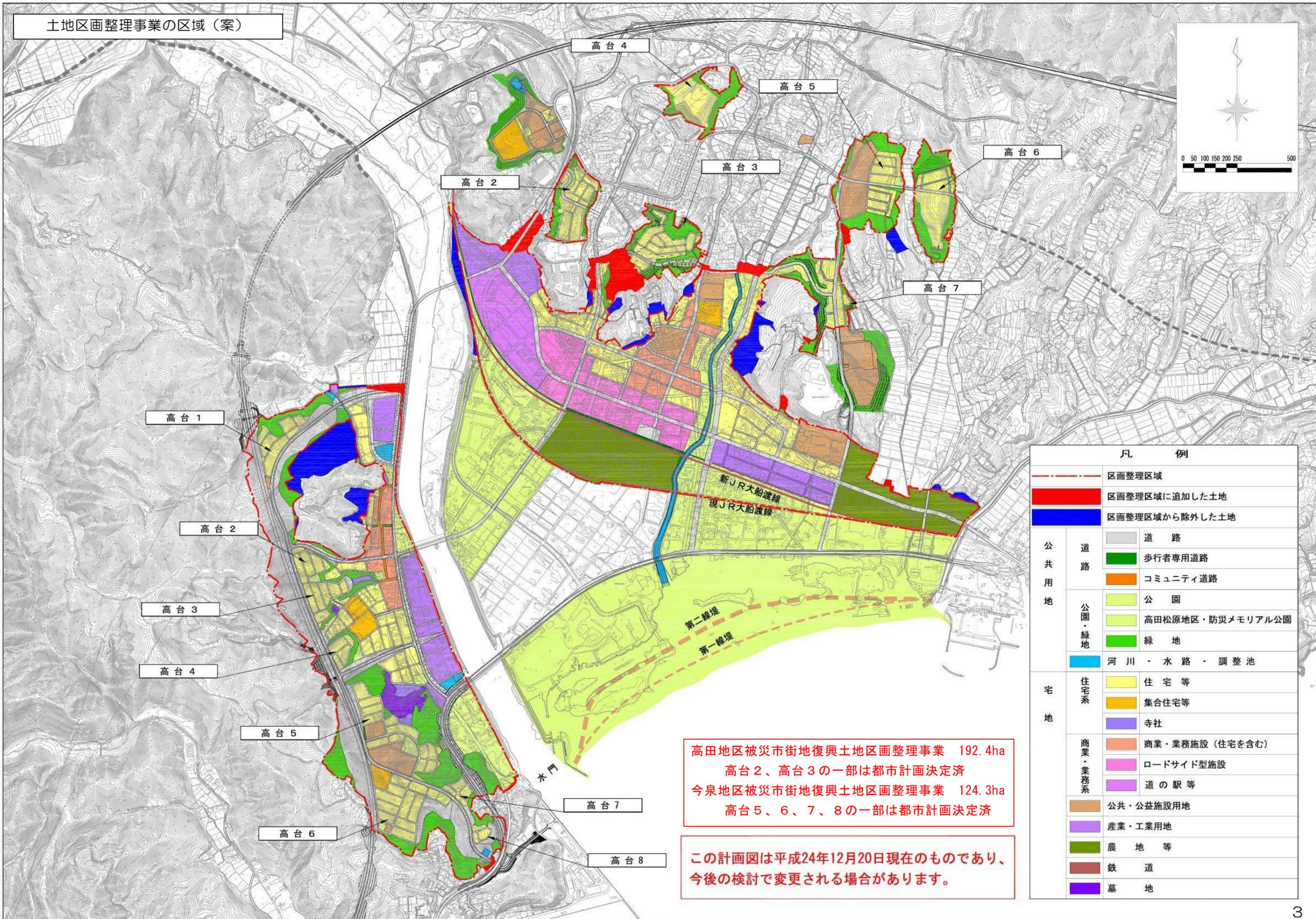
<今泉地区>

○高台1

住宅等移転確認調査の結果、希望者が少なかった高台1の区域を縮小します。

※ 高田地区・今泉地区の土地区画整理事業の区域の変更に合わせて、陸前高田地区被災市街地復興推進地域の区域も一部変更します。

土地区画整理事業の区域（案）

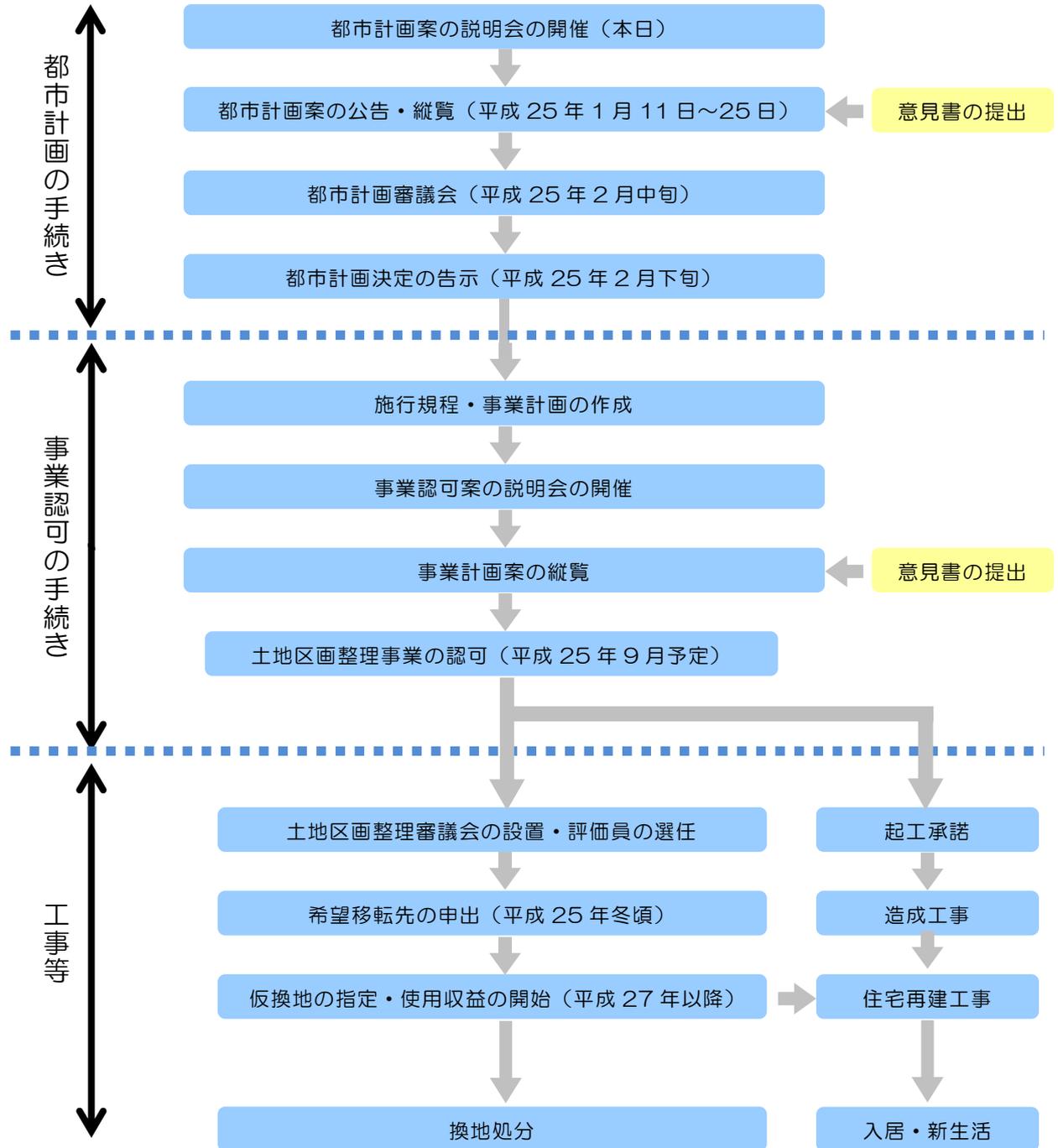


凡 例		
----- 区画整理区域		
■ 区画整理区域に追加した土地		
■ 区画整理区域から除外した土地		
公共用地	道路	■ 道路
		■ 歩行者専用道路
		■ コミュニティ道路
	公園・緑地	■ 公園
		■ 高田松原地区・防災メモリアル公園
		■ 緑地
	■ 河川・水路・調整池	
宅 地	住宅系	■ 住宅等
		■ 集合住宅等
		■ 寺社
	商業・業務系	■ 商業・業務施設（住宅を含む）
		■ ロードサイド型施設
		■ 道の駅等
	■ 公共・公益施設用地	
	■ 産業・工業用地	
	■ 農地等	
	■ 鉄道	
■ 墓地		

高田地区被災市街地復興土地区画整理事業 192.4ha
 高台 2、高台 3 の一部は都市計画決定済
 今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業 124.3ha
 高台 5、6、7、8 の一部は都市計画決定済

この計画図は平成24年12月20日現在のものであり、
 今後の検討で変更される場合があります。

(3) 今後のながれ



2. 都市計画道路について

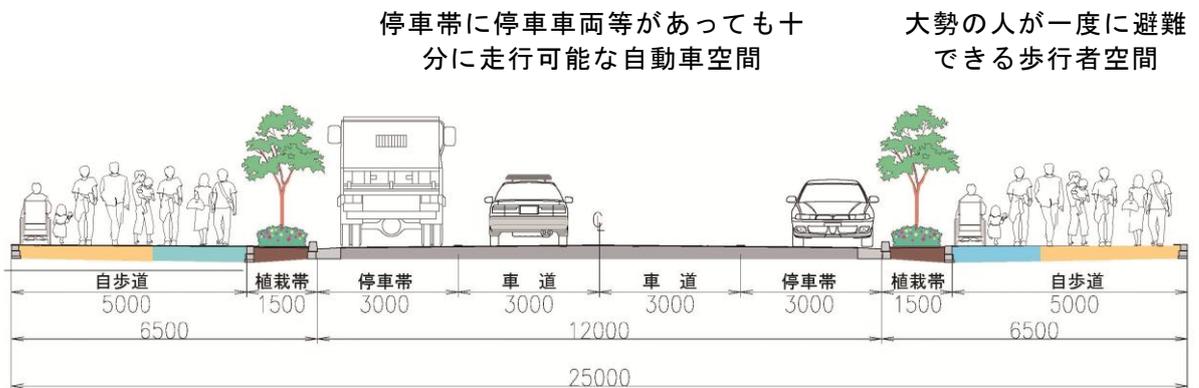
(1) 裏田中和野線（シンボルロード）

かさ上げ地におけるメインの避難路となる裏田中和野線（シンボルロード）の一部区間を、高田地区・今泉地区の土地区画整理事業の都市計画変更に合わせて、都市計画決定します。

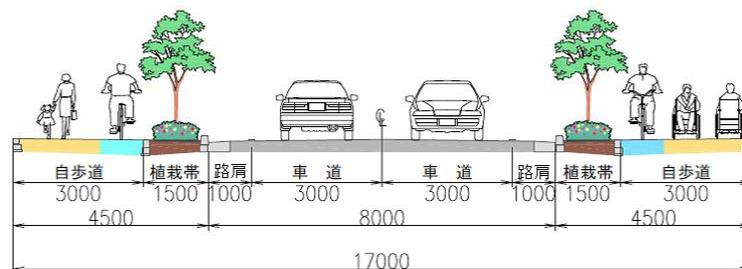
今回は大石沖脇の沢線（高田南幹線）から市道高畑相川線（農免農道）までの区間を都市計画決定します。

- ・ 予想される交通量により、中和野西和野線（高田北幹線）との交差部を境に異なる幅員とします。
- ・ 避難交通の集中が考えられる中和野西和野線（高田北幹線）との交差部より南側については、避難時に大型車が駐停車しても、2車線を確保できるよう、広幅員（3m）の停車帯を確保することとし、幅員25mとします。
- ・ 中和野西和野線（高田北幹線）との交差部より北側については、2車線を確保しますが、避難交通の分散や急こう配である地形的な制約を考慮し、幅員を17mとします。
- ・ 低地部及び国道45号方面の区間については、高田松原津波復興祈念公園（防災メモリアル公園）の計画検討に合わせて、今後、決定します。

裏田中和野線の標準断面（中和野西和野線との交差部より南側の区間）
〈避難時・緊急時のイメージ〉



裏田中和野線の標準断面（中和野西和野線との交差部より北側の区間）

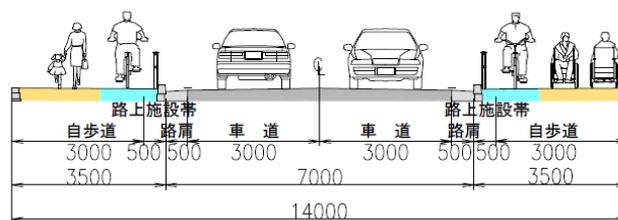


(2) 中和野西和野線（高田北幹線）

裏田中和野線（シンボルロード）を利用する避難交通を受け止め、分散する路線として、裏田中和野線（シンボルロード）と市道鳴石和野線を結ぶ中和野西和野線（高田北幹線）を都市計画決定します。

このことにより、現在の市役所や津波復興拠点（高田西地区）が立地する高台市街地を結ぶ道路ネットワークを形成していきます。

中和野西和野線の標準断面

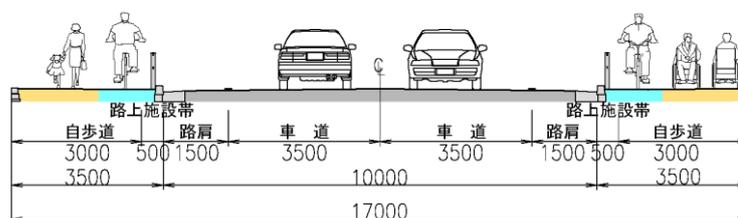


(3) 田の浜松峰線（国道45号）、三本松相川線（国道340号）

田の浜松峰線（国道45号）と三本松相川線（国道340号）との交差部は、立体交差の計画としていましたが、今泉地区土地区画整理事業との整合を図るため、平面交差に変更します。

また、田の浜松峰線（国道45号）の気仙町字的場から気仙町字田の浜の間については、幅員10m、一部地下式（トンネル）の計画となっていたが、幅員17m、堀割式（オープンカット）に変更します。

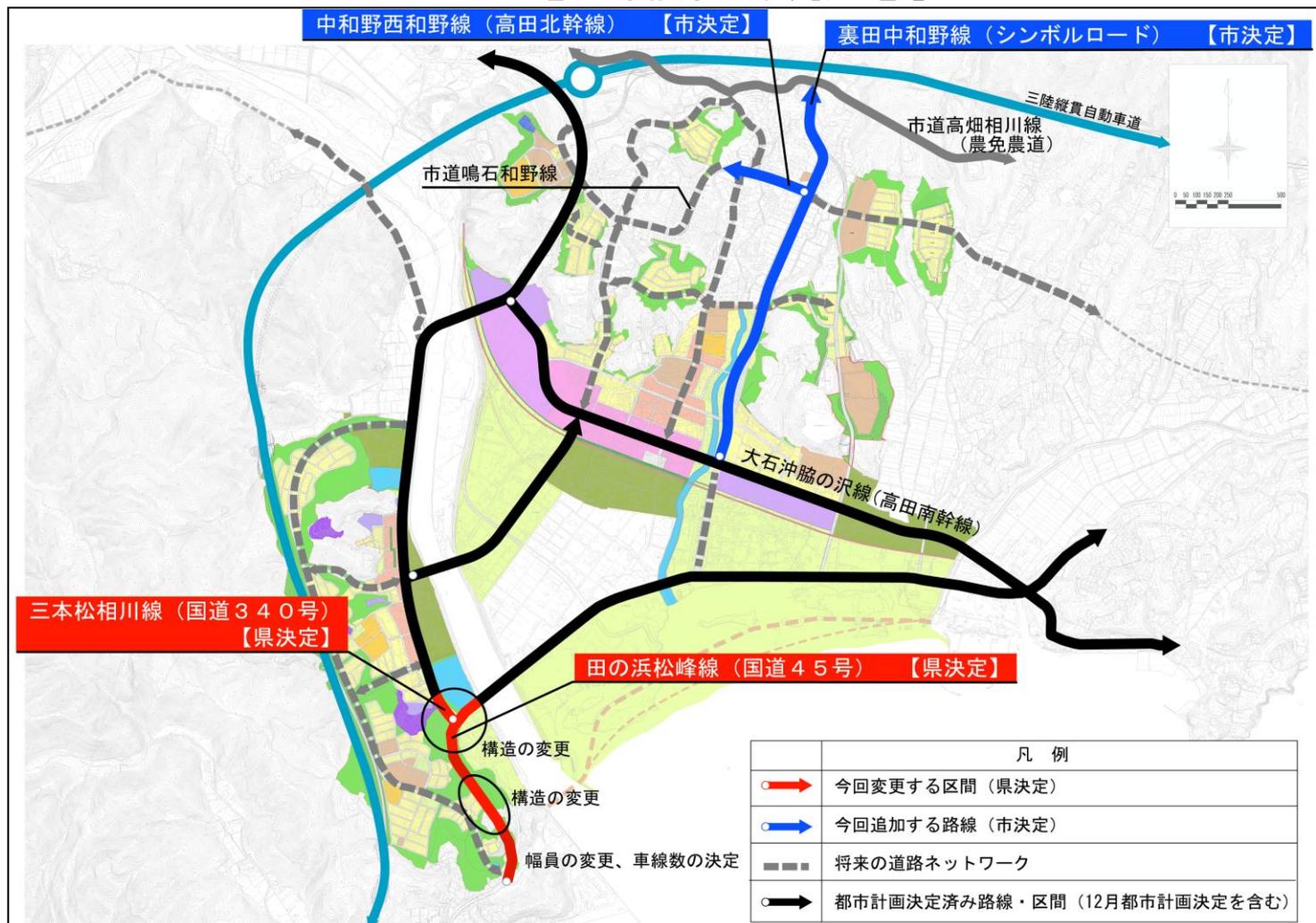
田の浜松峰線（国道45号）の今回変更区間の断面



(4) 今後のながれ

田の浜松峰線（国道45号）、三本松相川線（国道340号）については、今年度内に現地測量及び地質調査を予定しております。

追加・変更する都市計画道路



都市計画道路の変更案の概要

	路線名 (通称)	位置			区域	構造		
		起点	終点	主な 経過地	延長	構造 形式(*1)	車線 の数	幅員(*2)
市決定	裏田中和野線 (シンボルロード)	高田町字 裏田	高田町字 中和野	高田町字 下和野	約 1,920 m	地表式	2車線	25m (*3)
	中和野西和野線 (高田北幹線)	高田町字 中和野	高田町字 西和野	高田町字 中和野	約 400 m	地表式	2車線	14m
県決定	田の浜松峰線 (国道45号)	気仙町 字田の浜	米崎町 字松峰	高田町 字曲松	約 4,250 m	地表式 (*4)	2車線	22m (*5)
	三本松相川線 (国道340号)	気仙町 字三本松	竹駒町 字相川	気仙町 字町	約 3,880 m	地表式 (今回変更対象 となる区間)	2車線	11.5m

*1： 道路の構造形式のうち地表式とは、嵩上式（道路面が地表面よりおおむね5m以上高い区間が350m以上連続している区間）、掘割式（道路面が地表面よりおおむね5m以上低い区間が350m以上連続している区間で地下式以外のもの）、地下式（道路が350m以上連続して地下にある）以外を言います。

*2： 代表的な幅員を記載しています。

*3： 中和野西和野線（高田北幹線）との交差部から市道高畑相川線（農免農道）との交差部までの区間は幅員17mとなります。

*4： 今回変更対象となる気仙町字田の浜から気仙町字的場の一部区間は掘割式（オープンカット）となります。

*5： 今回変更対象となる気仙町字田の浜から気仙町字的場の区間は17mとなります。

3.都市計画公園について

(1) 高田松原津波復興祈念公園（防災メモリアル公園）

①高田松原津波復興祈念公園の整備方針

高田松原津波復興祈念公園は、今回の震災津波の犠牲者を追悼・鎮魂するとともに、震災の記憶と記録を防災文化として国内外に発信し、後世に伝承する場として、陸前高田市はもとより、被災した三陸沿岸地域を代表する公園として整備します。

また、人口が集中する市街地を津波から守るために、津波の威力を弱め、浸水範囲を軽減して、避難時間を確保する役割も期待されています。

②都市計画の概要

従来の高田松原公園の区域を図（9ページ）の通り拡大するとともに、都市計画の名称を高田松原津波復興記念公園に変更し、広域の利用に供する公園とします。

なお、現在、高田地区・今泉地区は被災市街地復興推進地域に指定され、建築行為が制限されていますが、高田松原津波復興祈念公園の区域内の土地については、公園整備を円滑に進めるため、引き続き、建築物等の建築が制限されます。

③高田松原津波復興祈念公園の区域

今回の都市計画の変更では、従来の高田松原公園の区域に加え、高田松原と一体的に土地利用することを想定している川原川と浜田川に囲まれた低地部及び、気仙川右岸の気仙中学校付近を公園の区域として定めます。

気仙川右岸については、気仙中学校が震災の記憶継承や防災教育の上で重要な役割を果たすこと、今後整備される気仙川水門の管理橋により「奇跡の一本松」のある左岸側と一体的な活用ができ、高台につながる避難地にもなることから、公園の区域としました。

高田松原津波復興祈念公園の概要

	種別	番号	名称	位置	面積
変更前	総合公園 (*1)	5・6・1	高田松原公園	図の黄色の範囲	69.7ha
変更後	広域公園 (*2)	9・6・1	高田松原津波復興祈念公園	図の赤一点鎖線の 範囲	124.2ha

*1・総合公園： 都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所あたり面積10~50haを標準として配置するものです。

*2・広域公園： 主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所あたり面積50ha以上を標準として配置するものです。県内では現在、県立御所湖広域公園（盛岡市・雫石町）、県立花巻広域公園（花巻市）の2箇所が整備されています。

④今後のながれ

平成25年2月 都市計画決定（公園の区域の決定）
 平成25年度～ 国・県が連携し、公園の基本的な計画を立案
 平成26年度～ 用地買収など

（２）被災した都市計画公園の廃止

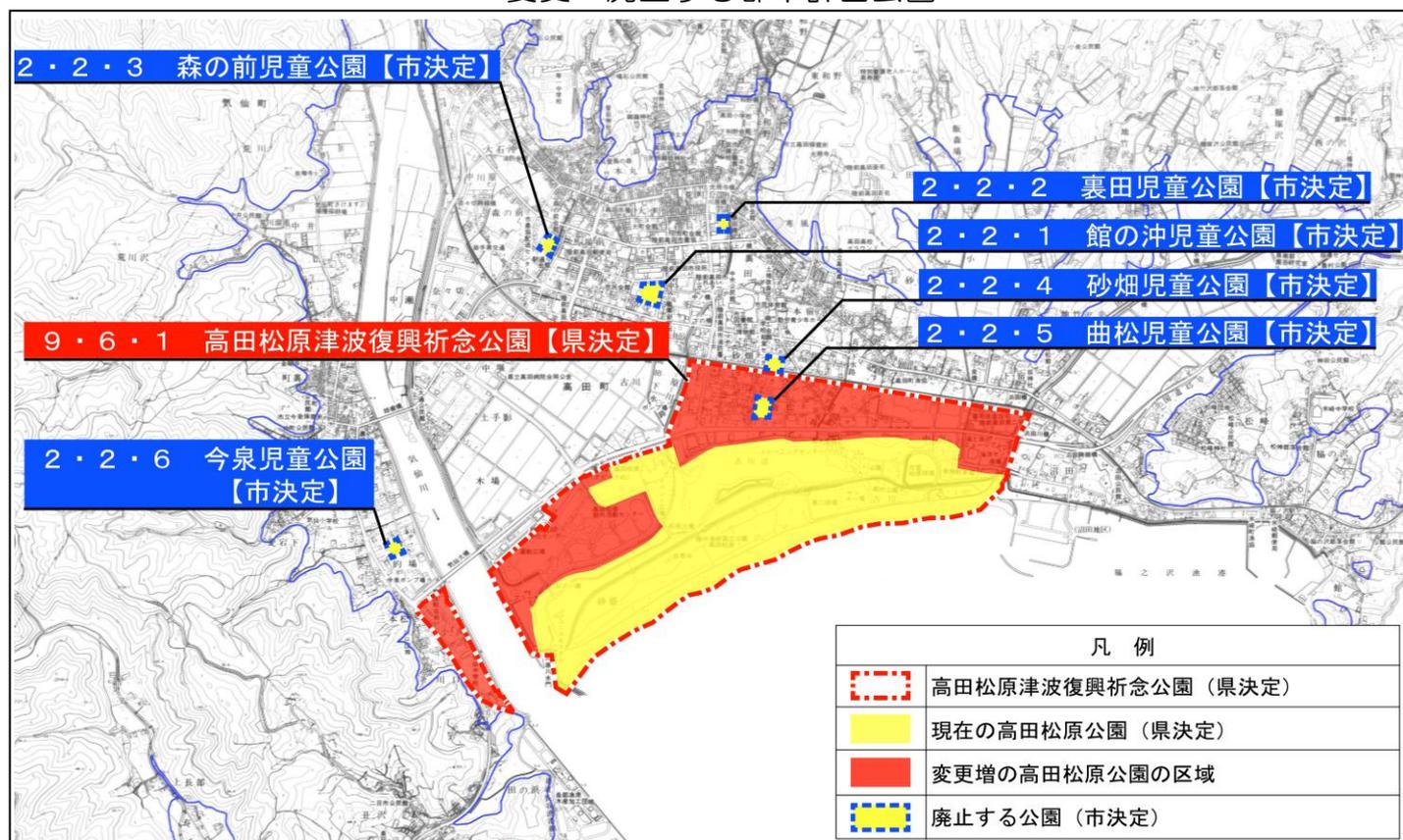
新しいまちづくりを進めていくことに伴い、高田松原津波復興祈念公園の予定地や土地区画整理事業の区域内にある被災した公園については、都市計画の廃止の手続きを行います。

なお、土地区画整理事業の区域内については、平成25年9月予定の事業認可時までに行う土地利用計画の検討にあわせて、新たな公園の配置を検討していきます。

廃止する都市計画公園の概要

種別	番号	名称	位置	面積
街区公園	2・2・1	館の沖児童公園	陸前高田市高田町字館の沖	0.58ha
街区公園	2・2・2	裏田児童公園	陸前高田市高田町字裏田	0.18ha
街区公園	2・2・3	森の前児童公園	陸前高田市高田町字森の前	0.38ha
街区公園	2・2・4	砂畑児童公園	陸前高田市高田町字砂畑	0.31ha
街区公園	2・2・5	曲松児童公園	陸前高田市高田町字曲松	0.44ha
街区公園	2・2・6	今泉児童公園	陸前高田市気仙町字小淵	0.32ha

変更・廃止する都市計画公園



都市計画案の縦覧と意見書の提出について

今回ご説明した都市計画案について、次のとおり都市計画案の縦覧を行います。
この案について、意見のある市民及び利害関係者は、縦覧期間中に県決定案件については知事に、市決定案件については市長に対し意見書を提出することができます。

【縦覧案件】

○県決定案件

- ①都市計画道路の変更
田の浜松峰線（国道45号）
三本松相川線（国道340号）
- ②都市計画公園の変更
高田松原津波復興祈念公園（防災メモリアル公園）

○市決定案件

- ③土地区画整理事業の変更
高田地区被災市街地復興土地区画整理事業
今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業
- ④被災市街地復興推進地域の変更
陸前高田地区被災市街地復興推進地域
- ⑤都市計画道路の変更
裏田中和野線（シンボルロード）
中和野西和野線（高田北幹線）
- ⑥都市計画公園の変更
被災した都市計画公園の廃止

【縦覧期間】

平成25年1月11日（金）から1月25日（金）まで
※土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

【縦覧場所】

市役所4号棟第4会議室
※県決定案件については岩手県県土整備部都市計画課、沿岸広域振興局土木部大船渡土木センターでも縦覧できます。

【意見書の提出方法】

県決定案件については岩手県県土整備部都市計画課へ、市決定案件については陸前高田市建設部都市計画課へ持参又は郵送（1月25日消印有効）で提出してください。

様式は任意ですが、「意見書」と表記し、住所、氏名を記入してください。

提出された意見については、意見の要旨を都市計画審議会に提出します。個別には回答いたしませんので、ご了承願います。

【意見書の提出先】

○県決定案件

岩手県県土整備部都市計画課

〒020-8570 盛岡市内丸10番1号

○市決定案件

陸前高田市建設部都市計画課

〒029-2292 陸前高田市高田町字鳴石42番地5

【お問い合わせ】

岩手県 県土整備部 都市計画課

〒020-8570 盛岡市内丸10番1号

電話：019-629-5890

E-Mail：AG0007@pref.iwate.jp

陸前高田市 建設部 都市計画課

〒029-2292 陸前高田市高田町字鳴石42-5

電話：0192-54-2111 内線461、462、463

E-Mail：tosikei@city.rikuzentakata.iwate.jp